



2025年3月26日

各位

会社名 株式会社グッドライフカンパニー
代表者名 代表取締役社長 高村 隼人
(コード番号:2970 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 近松 敬倫
(TEL. 092-471-4123)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主である高村隼人について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりです。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2024年12月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
高村 隼人	支配株主(親会社を除く。)	62.62	-	62.62	—

2. 支配株主等との取引に関する事項

会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
高村 隼人	当社 代表取締役	(被所有) 直接 62.62% (注)	第2回新株予約権の 発行	3.5	—	—

(注) 議決権等の所有割合につきましては、2024年12月31日時点の数値になります。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、当社の支配株主である代表取締役社長の高村隼人氏を割当対象者の範囲に含めており、支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2025年3月26日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針によって決定されております。

「支配株主との取引につきましては、その取引に合理性（事業上の必要性）があるか、また、取引条件は一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適切であるかなどを特に留意しつつ、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応して参ります。また、支配株主との取引が発生する場合は、支配株主と利害関係のない取締役監査等委員（独立役員）が取引の妥当性を検証することにより、少数株主の権利を保護するように努めております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権は、当社内で定められた規則及び手続きに従って発行するものであります。

また、本新株予約権の内容及び条件についても、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。さらに、本新株予約権の内容及び条件が恣意的とならないよう、当社及び割当対象者から独立した第三者評価機関である株式会社バリュエーション総合研究所によって、本新株予約権の公正価値を算出し、その結果に基づいた価額にて割当てを行っております。なお、利益相反の疑義を回避するため、代表取締役社長の高村隼人氏は、本新株予約権に係る取締役会の決議に参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見

本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会で審議の上、取締役会決議を行っております。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない取締役監査等委員（独立役員）である姫野幸一氏、柳堀泰志氏及び石井麻衣子氏より、以下の事由により公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が採られていることから、少数株主にとって不利益なものでないことについての意見書を2024年10月24日付で得ております。

- ① 本有償ストック・オプション発行の目的は、当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、結束力を更に高めることとしており、有償ストック・オプションの趣旨に照らして適切であること
- ② 発行内容及び業績条件等については、一般的な新株予約権発行の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであること
- ③ 発行価格・権利行使価格については、独立した第三者評価機関である株式会社バリュエーション総合研究所が、評価に影響を及ぼす可能性のある前提条件を基礎としたうえで、一般的な算定手法を用いて算定したものであり、適切であること

以上